様式１

| 整理番号 | 健康－法申－24 |
|---|---|

## 申請に対する処分個別票

| | |
|---|---|
| 所管局部課（担当）名<br>（電話番号） | 健康局健康推進部生活衛生課<br>（ 06-6208-9996 ） |
| 処分課（担当）名 | 大阪市食肉衛生検査所 |
| 処分の名称 | 獣畜のとさつ又は解体検査申請 |
| 概　要 | と畜場においては、「市長の行う検査を経た獣畜以外の獣畜をとさつしてはならない」「とさつ後市長の行う検査を経た獣畜以外の獣畜を解体してはならない」「と畜場内で解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は市長の行う検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない」との規定があり、とさつ、解体等を行う場合は、市長の行う検査を受ける必要があります。 |
| 根拠法令等<br>及び条項 | と畜場法第１４条第１項第２項第３項及び第１６条<br>と畜場法施行令第７条及び第８条<br>と畜場法施行規則第１４条、第１５条及び第１６条<br>大阪市と畜場法施行細則第１２条（昭和５９年４月１日規則第４２号）<br>（http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html） |
| 審査基準 | ・生体検査では、獣畜が家畜伝染病予防法に定められている家畜伝染病、届出伝染病あるいは厚生省令で定められた疾病に感染していないかどうか、潤滑油の付着などの異常の有無の確認を行い、獣畜が疾病にかかっていたり、異常があるため食用とならないと判断された場合は、とさつ解体の禁止等の措置を講ずることがあります。<br><br>・とさつ後検査では、獣畜が家畜伝染病予防法に定められている家畜伝染病、届出伝染病あるいは厚生省令で定められた疾病に感染していないかどうか、潤滑油の付着などの異常の有無の確認を行い、獣畜が疾病にかかっていたり、異常があるため食用とならないと判断された場合は、解体の禁止等の措置を講ずることがあります。<br><br>・解体検査では、獣畜が家畜伝染病予防法に定められている家畜伝染病、届出伝染病あるいは厚生省令で定められた疾病に感染していないかどうか、潤滑油の付着などの異常の有無の確認を行い、獣畜が疾病にかかっていたり、異常があるため食用とならないと判断された場合は、解体の禁止等の措置を講ずることがあります。<br><br>・検査の方法、検査を実施する疾病又は異常及び検査の結果に基づく措置については、参考資料「と畜－３」を参照してください。 |
| 標準処理期間 | １５日間（ただし閉庁日は除く） |
| 経由日数 | なし |
| 提出先 | 大阪市食肉衛生検査所 |
| 提出時期 | 随時 |
| 提出方法 | とさつ又は解体検査申請書及び手数料を大阪市食肉衛生検査所へ提出してください。<br>とさつ又は解体検査申請書を提出すれば、生体検査から解体検査まで受けることができます。 |
| 手数料 | 牛及び馬：１頭につき400円　豚、子馬、子牛、山羊及びめん羊：１頭につき200円　（ただし、大阪市食肉処理場で行う検査については、それぞれ半額） |
| 相談窓口 | 大阪市食肉衛生検査所 |
| ホームページ | |
| 備　考 | 獣畜の検査を受けるには大阪市食肉処理場を使用するため、別途、食肉処理場条例（条例第21号）に基づく処理場の使用許可申請が必要となります。<br>処理場の使用許可については中央卸売市場南港市場にお問い合わせください。 |